

「宅地建物取引業法関係法令集 改訂第14版」(平成二十二年九月二十九日発行)

正誤表

大変申し訳ございませんが、左記の通り記述に誤りがございました。お詫びして訂正させていただきます。(太字が訂正箇所です)

| 頁 | 該当箇所 | 誤 | 正 |
|-----|--------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------|
| 一一 | 一段目 右から五〜九行目 | 「又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合」を削除 | |
| 九七 | 一段目 左から十四行目 | 国土交通省令 | 国土交通省令・内閣府令 |
| 一一四 | 一段目 左から九行目 | 国土交通省令 | 国土交通省令・内閣府令 |
| 二八〇 | 下段 左 | 様式第三号の八(第十八条の十三関係) | 様式第三号の八(第十条の十三関係) |
| 二八一 | 上段 右 | 様式第三号の九(第十三条の十六関係) | 様式第三号の九(第十三条の十七関係) |
| 五二二 | 三段目 左から八行目 | 契約を押印する必要がある。 | 契印を押印する必要がある。 |

以上
(平成二十四年一月六日現在)